

医療法人社団富家会 指定訪問リハビリテーション
(指定介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団富家会が開設する介護老人保健施設訪問リハビリテーションいぶき事業所「訪問リハビリテーションいぶき」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地は次の通りとする。

- | | |
|---------|--|
| 一 名称 | 介護老人保健施設 訪問リハビリテーションいぶき
介護老人保健施設 介護予防訪問リハビリテーションいぶき |
| 二 所在地 | 川越市大字下小坂501-1 |
| 三 事業所番号 | 1150480109号 |

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|----|------|
| 医師 | 1人以上 |
|----|------|

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

訪問リハビリテーション計画（介護予防にあっては介護予防通所リハビリテーション計画書）を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月～土曜日

日曜日・年末年始（12月31日～1月3日）休業

二 営業時間 午前 8時30分～午後5時30分

サービス提供時間 午前10時00分～午後4時10分

（指定訪問リハビリテーション等の内容）

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防にあっては介護予防通所リハビリテーション計画）に沿って行う。

（指定訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用の額）

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道1km毎 100円増。

自宅及び周辺に駐車場が確保できない場合は近隣の有料駐車場を利用し、次回訪問時に実費で頂く。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4 指定訪問リハビリテーション等を提供するために自宅に伺った後、利用者又はその家族の都合でリハビリテーションを休む場合、又は訪問するも不在の場合はキャンセル料金を徴収する。そのキャンセル料金は、次の額とする。

利用日当日の9時までに連絡があった場合 無料。

利用日当日の9時までに連絡がなかった場合 1500円。

但し、利用者またはその家族に急な体調不良や都合があった場合、従業者が自宅に向かう以前に連絡があればキャンセル料は徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の実施地域は、施設から半径5km 圏内とする。

(サービス利用の際の留意事項)

第9条 指定訪問リハビリテーション等のサービス利用の際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 利用者の体調不良等により指定訪問リハビリテーション等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
- 二 利用者は、事業者の機器及び備品を利用するに当たっては、従業員の指示や定められた取扱要領に従い破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は従業員の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業のサービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の対応を行うとともに、速やかに居宅ケアマネジャー、ご家族への連絡等適切な処置を行うこととする。

(事業継続計画)

第11条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という。)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第12条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当施設は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束の制限)

第13条 従業員は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果

について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染対策）

第15条 利用者及び従事者の安全を確保するため、感染症の発生及び拡大を防止する体制を整備する感染対策委員会を設置し、感染予防、発生時の対応、従事者研修等を行う。従事者は、手指衛生・標準予防策・環境整備を徹底し、感染症が疑われる場合には速やかに医師及び管理者に報告する。また、感染対策マニュアルを整備し、定期的に見直すものとする。

（苦情対応）

第16条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（個人情報の保護）

第17条 当施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための「ガイドライン」」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の了解を得るものとする。

（運営規程の閲覧）

第18条 この運営規程は利用者および家族がいつでも閲覧できるよう備え付ける。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 当施設は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6か月以内

二 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当施設は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団富家会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、2025年4月1日から施行する。

この運営規程は、2025年12月1日より改定する。